

知事の意見	事業者の見解
<p>(イ) 人工洞を設置するとした場合は、現在小型コウモリ類が利用している洞窟や他の人工洞の事例等から、小型コウモリ類の利用に適した洞窟の規模や深さ、形状、温度、湿度、洞窟の位置、収容力、周辺環境等の様々な環境条件と、個体数、生息場所、種ごとの生活様式等との関係及びその設置場所並びに人工洞をコンクリートで造る場合にあっては、コンクリートの材料特性を考慮すること。また、人工洞における環境条件等を検証するための実験洞については、その実験に係る取組方針を示すとともに、環境条件等がより本格的に検証できるようなものとするものを検討すること。</p> <p>また、現在、小型コウモリ類が利用することが確認されている人工洞について、小型コウモリ類がより利用できるように、環境状況を充実させることについても検討すること。</p>	<p>小型コウモリ類については、環境保全措置を講ずることにより、事業実施区域周辺の個体群の存続が図られるものと判断されます。しかし、石垣島全体が小型コウモリ類の生息地であり、小型コウモリ類の個体数を将来とも衰退させることなく、維持するためには事業実施区域周辺のみにとどまらず、石垣島全体で考慮していく視点が必要であることから、長期的な視野で人工洞を設置します。具体的には専門家の指導・助言を得ながら検討し、適切に講ずるものとします。(第7章)</p>
<p>(ウ) 小型コウモリ類の移動経路及び餌場への環境保全措置として示している樹木の植栽については、現在の緑地環境における環境条件を十分に把握した上で、持続して樹林が存在できるように、その内容を具体的に検討すること。また、その植栽の範囲については、事業実施区域東側の海岸線の範囲も含めて、広いものとするものを検討すること。</p>	<p>小型コウモリ類に係る移動経路及び餌場の創出は、環境保全措置として位置づけており、評価書に記載しました。(第7章)</p>
<p>(エ) 洞窟の入り口付近において、照明による光の明るさがどの程度になるのかを考慮して、遮蔽植栽等の照明に対する環境保全措置を検討すること。</p>	<p>残存するA、D洞窟の洞口周辺の樹林は事業による変化がなく、照明施設は直接洞口を照らすものはないため、コウモリ類の出洞の変化はないことを評価書に記載しました。(第6章 6.12)</p>
<p>(オ) 建設機械の稼働等及び航空機の離発着に伴う騒音・振動による小型コウモリ類への影響の予測の結果から、必要に応じ、洞窟入り口付近における騒音の低減に係る環境保全措置を検討すること。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動は、予測の結果、環境保全措置を講ずることとし、評価書に記載しました。また、航空機の離発着に伴う騒音・振動は、予測の結果、生息状況の変化はないことを評価書に記載しました。(第6章 6.12、第7章)</p>
<p>(カ) 人工洞を設置するとした場合は、人工洞を設置する場所によって、必要に応じ、人工洞の設置に伴い生じるおそれがある環境への影響についても考慮すること。</p>	<p>人工洞の設置に当たっては、環境への影響についても考慮します。</p>
<p>エ 事後調査について</p> <p>(ア) 小型コウモリ類の事後調査項目については、餌生物の状況を追加すること。また、当該項目に係る調査については、小型コウモリ類との食性関係が十分に把握できるような方法を検討すること。</p>	<p>環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、餌生物の状況も考慮して事後調査を行います。(第8章)</p>
<p>(イ) 工事直前から供用後3年間までとしている調査時期について、その延長を検討すること。</p>	<p>3～5年間の調査期間とすることを評価書に記載しました。(第8章)</p>
<p>(ウ) クモ類は、中間捕食者であるために、その量の多さは食物連鎖の規模の大きさを反映する一つの要素となっている可能性が高く、また、その種構成は様々な環境比較をするための指標となりうるなど、環境の豊かさを表す指標となりうるものであることから、陸域生態系の構造に係る事後調査項目として、クモ類を追加すること。</p>	<p>事後調査の項目としてクモ類を追加することを検討します。その際は、専門家の意見を聞いて具体的に検討していきます。</p>